

平成28年度第4回石狩市情報公開・個人情報保護審査会議事録

日 時 平成29年1月18日（水）午後6時00分～7時30分

場 所 石狩市役所3階 庁議室

出席者

[委 員] 会長 向田直範  
副会長 矢吹徹雄  
委員 村上岑子  
委員 植松美由紀  
委員 斯波悦久

[事務局] 総務部長 及川浩史  
同部情報政策課長 椿原功  
同課文書・統計担当 主査 作田洋二  
同課文書・統計担当 主任 佐藤美弘

[諮問課] ①農業委員会事務局  
次長 吉井重正、主査 浅野貴雄、主事 杉木学  
②保健福祉部福祉総務課  
課長 池田幸夫、主幹 高井史朗、主任 沼田慎吾

傍聴者 なし

議 題

【諮問】

- 1 農地情報公開システムの整備に係るオンライン結合について  
(農業委員会事務局)
- 2 臨時福祉給付金（経済対策分）支給事務に伴う市民税課税データの利用について  
(保健福祉部福祉総務課・財政部税務課)

○第4回石狩市情報公開・個人情報保護審査会開会

【椿原課長】 みなさま、本日もお集まり頂きましてありがとうございます。ただいまから平成28年度第4回石狩市情報公開・個人情報保護審査会を開催いたします。それでは、会長をお願いします。

【向田会長】 お忙しい中、第4回目の審査会に、お集まり頂きましてありがとうございます。それでは、事務局より本日の予定について説明をお願いします。

【樺原課長】 本日は、2件のご審議頂きます。まず農業委員会事務局から「農地情報公開システムの整備に係るオンライン結合について」、次に保健福祉部福祉総務課及び財政部税務課から「臨時福祉給付金（経済対策分）支給事務に伴う市民税課税データの利用について」となります。

【向田会長】 それでは諮問を受けたいと思います。

【吉井次長】 = 諮問書読み上げ =

【及川部長】 = 諮問書読み上げ =

【向田会長】 それでは事務局のほうから本日の諮問内容と資料について説明をお願いします。

【樺原課長】 それでは、配布いたしました資料の確認をいたします。1枚ものの「会議次第」のほか、まず諮問①の「農地情報公開システムの整備に係るオンライン結合について」ですが、諮問書の写しに続いて、資料として「農地情報公開システム整備事業の概要について」があります。次に諮問②の「臨時福祉給付金（経済対策分）支給事務に伴う市民税課税データの利用について」ですが、諮問書の写しに続いて、資料が1から5までありまして右上に書類番号を入れてございます。以上、ございますでしょうか。欠けている資料がございましたら事務局までお申し出ください。

【向田会長】 それでは諮問課よりご説明をお願いします。

【浅野主査】 農地情報公開システム整備事業の概要についてご説明します。政府は農林水産業の成長産業化による地域経済の活性化を目指し、具体的な目標として、農地の集積・集約化を進めることにより、今後10年間で農業の担い手が利用する農地面積が全農地面積の8割を占めるように生産現場を強化することとしました。その強化の一環として、平成25年の農地法改正に伴い、全国すべての農業委員会において、農地台帳及び地図を作成し、インターネットまたは、その他の方法により公表することを義務づけるとともに、本事業で、各農業委員会の情報を集約し、農地台帳・農地地図が連携した農地情報の一元化をすることになりました。

ここで、農地台帳について簡単に、説明いたします。農地台帳とは、大まかにいうと農地・農家の基本的な情報となります。この台帳には、農地に関する情報、例えば農地所有者または借受者における世帯員の氏名、住所、年齢、生年月日、従事日数、賃借権の設定等の情報が記載されております。これらの情報は、国が推進する農地の利用集積や耕作放棄地の解消、市町村における農業振興計画の策定などにおいてベースとなるものです。各市町村農業委員会は、これまで、独自の予算で農地台帳を整備し、管理してきましたが、本事業ではこれを一元化いたします。

次に、農地情報公開システムの開発についてです。資料の2～3ページの内

容に関して、簡単に説明いたします。農林水産省は、農地情報公開システム整備事業を新設しましたが、システム開発が2段階に分かれております。はじめに平成26年にフェーズ1（全国農地ナビ）としてインターネットでの公開部分を構築し、平成27年4月から稼働を実現しました。これにより各農業委員会の窓口に行かなくても農地情報を横断的に検索、閲覧することが可能になりました。

次に、平成28年4月からのフェーズ2では、全ての農業委員会の農地台帳データをクラウド上に構築することにより、規模拡大や新規参入の希望者等の農地の受け手の利便性の向上、また、農地中間管理機構や市町村・農業委員会等の農地集積業務を行う行政機関の利便性の向上、省力化も実現させようとするものであります。当市の農地台帳情報は、これまでは市のサーバーで管理してきましたが、フェーズ1システム参加のため、農地の地目、面積や位置情報を全国農業会議所に送り、インターネットにより現在公開しています。開始から1年であり、1回目のデータを送ったところです。なお、この段階では氏名等個人の情報は含まれていません。今後、フェーズ2では、全国農業会議所等に個人情報まで含んだデータを渡すこととなります。フェーズ2に移っても、インターネットでの情報公開範囲は変わりませんが、全国農業会議所等に送るデータには、氏名等の個人情報が含まれることとなります。これらの個人情報を提供することで、農業委員会だけでなく、一般社団法人全国農業会議所、北海道庁、農地中間管理機構等の行政機関が、市町村の農地情報を閲覧することが可能となります。なお、それぞれの機関に対して、農地台帳情報を提供する根拠となる法令等がございます。

次に、個人情報の保護措置の概要、セキュリティについて説明いたします。本システムにおいては、計画段階から内閣官房IT総合戦略室の指導の下、「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準」や「個人情報の保護に関する法律」第2条第1項に準拠しており、政府レベルで最高水準のネットワーク構成やセキュリティレベルが確保されています。そして、資料の8ページに、システム構成図を添付しております。フェーズ2システムにおけるネットワーク等利用環境については、地方公共団体専用のLGWANやインターネットからは隔離された閉域網を用いた環境を使うことにより、十分なセキュリティレベルを実現出来る方式でアクセスを行います。LGWANとは、地方公共団体専用の閉ざされた総合行政ネットワークです。そして、閉域網とは、通信事業

者から提供されインターネットからは分離されたネットワークのことで、I P  
ーV P N方式を利用するもので、全国的に同じ手法を用います。仮想的な専用  
回線を利用することで、第三者傍受を防ぎ、利用者を制限します。このように、  
本事業につきましては、法令により農地台帳情報の提供の根拠が定められてお  
りますこと、また、個人情報に関しては適正に取り扱うこととされていること、  
また、この事業により多くの効果があること等をご理解頂き、ご審議頂きたく  
存じます。よろしく願いいたします。以上で説明を終わります。

【向田会長】ありがとうございました。只今のご説明でご質問等ございましたらどうぞ  
自由にお願ひします。確認したいのですが、根拠法を教えてください。

【浅野主査】はい、資料6・7ページに記載があります、農地法や農地法施行規則となり  
ます。

【村上委員】先程、個人情報の記載がないと説明がありましたが、資料6・7ページの農  
地台帳の作成の項目のところで、農地の所有者の氏名・名称・住所を記録して  
作成するとありますが、これらの全情報が集約して載っているということでは  
か。

【浅野主査】確かに登録されていますが、一般の方には、その情報をお見せすることはあ  
りません。地方公共団体・農業委員会等の関係者しか見ることはできません。

【村上委員】それでは、資料8ページのシステム構成図の中にインターネットアクセス領  
域と農地情報公開システムが分離されていると説明されましたが、インターネ  
ットアクセス領域のところには、農業委員会が保有している農地台帳が含まれ  
ている情報が載っているのですか。

【浅野主査】載っていません。

【村上委員】そうですか。それでは、農地情報公開システムには情報が載っていて、イン  
ターネットアクセス領域については、情報が載っていないということですか。

【吉井次長】はい、そうです。一般の人が、インターネットで直接入ることが出来るのは、  
地図情報までです。関係機関については全農業委員会が持っている農地台帳に  
アクセスできます。

【村上委員】それでは、一般の人が触れられるものではないということですか。すると、  
諮問書の3項目に記載されている機関のみ利用出来るということですね。

【吉井次長】はい、そうです。法律で指定を受けている農業委員会ネットワーク機構、北  
海道庁、そして農地中間管理機構に限定されます。

【椿原課長】資料8ページの上に紹介されている機関ですね。

【吉井次長】はい、その通りです。

【植松委員】実際にホームページで確認しましたが、上空から撮影した写真が記載されて  
いまして、その写真上に丸印があり、その部分をクリックするとデータ一覧が  
表示され、そのデータ一覧の中に所有者という項目があり調査中と記載されて

いました。これが、承認された場合には、調査中のところは、どの様になりますか。それとも、ずっと所有者欄が調査中と記載されるのですか。

【杉木主事】こちらからデータを送る時の、その送付方法により標記が異なるということですので、まだ定まっていません。

【吉井次長】石狩の農業委員会のホームページから閲覧されましたか。それとも、全国農業会議所のホームページから閲覧されましたか。

【植松委員】全国農業会議所のホームページからです。

【吉井次長】その段階で止まっている状況です。農林水産省でも手こずっている状態です。

【植松委員】承認されても、当面変わらないということですね。農地情報をホームページで閲覧して、その情報が詳細に知りたい場合には、電話等で問い合わせると教えていただけるのですか。

【吉井次長】はい、このエリアで農業を始めたいと考えている方が先程のホームページ閲覧して土地情報をクリックして地番情報を入手します。そして登記情報を法務局で入手した後で農業委員会、あるいは、農業支援センターに土地を借りて新規就業を始めたいから、相談に乗って欲しいということです。

【植松委員】提供先が、諮問書の3項目目に記載されていますが、ホームページを見て詳細情報を知りたいということで農業支援ネットワーク機構に電話すると教えて頂けるものですか。

【吉井次長】教えて頂けません。農業支援ネットワーク機構は勿論ですが、私共の農業委員会に電話を頂いたところで、例えば、その土地の所有者は誰か、その土地面積はどの位であるかなどは、教えることは出来ません。

【矢吹副会長】それであれば、オンライン結合しても何の意味があるのかわかりません。

【吉井次長】全国の土地情報を調査する時に、都道府県レベルでも活用したいという思惑があると思います。

【村上委員】国の思惑が強く、農家個人や一般の方が情報を入手したいから使う様なシステムでないと思います。

【杉木主事】補足になりますが、農地や地目情報以外にそれぞれの土地が耕作放棄地であるかを調べることができます。国のイメージとしては、ここに遊休農地があるから、新規に農業を行う人が入って欲しいということも想定して作成しているのではと思います。それぞれの行政機関が利用するのは、調査等の作業の効率化であると思います。

【向田会長】耕作放棄地を放棄していると所有者の名前も分かるのですか。

【杉木主事】はい、耕作放棄地であることと、その所有者が、どのような意向を持っているかは記載されています。例えば、所有者の意向を聞いて、売りたい、貸したいなどの回答をしてくれた方のみ記載しています。

【矢吹副会長】あとは、地番を見て所有者を調べなさいということですね。

【吉井次長】今の説明の通り、例えば耕作放棄地の土地を使用したい人が現れた場合に、

その段階で、私共が土地の所有者に繋ぐことは可能です。

【植松委員】国も模索段階ということですが、ホームページを閲覧しても、ずっと調査中と記載されているのであれば、なぜ、その項目があるのか理解出来ません。

【吉井次長】おっしゃる通りです。

【村上委員】農業委員会と農家と同じであると解釈してもよろしいですか。

【吉井次長】現在の農業委員は、ほぼ農業者です。

【村上委員】オンライン結合することは、全農業者に理解されていますか。

【吉井次長】詳細までは、理解されていないと思います。ただ、農業委員会の総会がありますから、総会に参加している委員には、現状を説明しております。ただ、農家が直接、地図を広げてインターネットで農地を探すことはありえません。農林水産省が思惑として思っていることは、新規参入法人を促すことだと思います。

【村上委員】農協は、このシステム構成図の中で、どこの位置付けになりますか。

【吉井次長】農協は入っていません。

【村上委員】そうですか。

【吉井次長】はい、システム構成の一員ではありません。

【村上委員】個人情報ですから、個人名が紹介され、農家自身がそのことを知らないということになれば、とんでもないことです。しかし、将来的にはその様になるかも知れませんね。

【吉井次長】全国に農業委員会がありますから、そこで保有している台帳システムや市役所の土地情報担当者が地図をしっかりと把握していますが、そうでないところもあります。そういった理由から、統合システムに記載されることは難しいかもしれませぬ。

【植松委員】もうひとつ教えてもらいたいののですが、諮問書に記載されています項目2の個人情報内容のところでは世帯員の氏名・年齢等とありますが、世帯主ではなくて世帯員全員ですか。

【吉井次長】はい、そうです。

【植松委員】なぜ、世帯員全員ですか。

【吉井次長】農業に従事している方とイメージしてください。例えば、私がひとつの農家で、妻も息子も農業従事者であると。ここの家庭に次の担い手がいることを把握できます。

【植松委員】例えば、父と母が農業に従事しています。しかし、子供は従事していないケースもあります。その場合はどうなりますか。

【杉木主事】はい、従事していない方は零日とカウントして農業従事者とは見なしていません。ですから、あくまでも、その世帯員の中で従事日数が記載されている方のみが農業従事者であると情報が送られます。

【吉井次長】家族の中でも、農業に従事していなければ、農業従事者とは見なしていないと

ということです。

【杉木主事】ですから、家族全員の情報がネットワークに送られるわけではありません。その家族でも農業に従事している方の情報だけが送られます。

【向田会長】従事日数は1日でも農業従事者としてカウントするのですか。

【杉木主事】基本的には年間従事日数が60日以上です。

【村上委員】どの様にその情報を集めていますか。

【吉井次長】農業者からの申請です。法改正で変更となりますが、農業委員は選挙で選ばれます。投票するために選挙人名簿に農業者として登録されないと投票できません。その名簿に基づき調査をしていたが、選挙が無くなるので、名簿が無くなり、名簿に基づく調査を停止することになる。唯し、それを停止してしまうと、毎年毎年変化する農業従事者の構成員等を把握できなくなり、経営証明、耕作証明等が出せなくなる。ですから、継続して同じ様な調査をして申請を頂いています。

【植松委員】ここに記載されている世帯員人数は、農業従事者の方の自己申告になるのですか。

【吉井次長】例えば、農業に従事していない方の名前を記載したとしても、地元の農業委員の方と一緒にチェックして調べます。その結果、農業に従事していないと判明すれば、除きます。また、申請の段階で農業に従事していても名前が記載されていないければ追加記載します。地元の農業委員は、全て把握しています。

【植松委員】農家の方も了承しているので問題ないとのことですが、この様なシステムになっていることに驚きました。

【矢吹副会長】まず、農地であるか否かと、その所有者名、名称登録は、農地法第52条の2で定めているので公開情報となりますが、所有者でない従事者の名前、生年月日、従事日数等に関しては、従来は、当該農地がある農業委員会限りの情報であった。これを全てオンラインで結合することの意味は何ですか。

【杉木主事】農家数の把握として世帯主だけではなく、その妻等も人数としてカウントしていましたので、これからも同様の調査を行うのであれば情報も少なからず把握したいのではと思います。

【矢吹副会長】統計調査目的のために、把握しておきたいということですかね。

【吉井次長】フェーズ1・フェーズ2とシステムが構築されていくと国からの照会・調査内容が少なくなると各農業委員会の事務局の方がお話されていました。

【斯波委員】資料の6ページに農地法第52条の3の1項目が紹介されていますが、その中に、「公表することにより個人の権利利益を害するものその他の公表することが適当でないものとして農林水産省令で定めるものを除く」とありますが、どの様な内容ですか。

【浅野主査】農地法施行規則第104条に記載されている事項です。

【杉木主事】住所などの個人情報を除くものです。全国農地ナビで公表しているものに限

ります。

【矢吹副会長】 要するに、今まで実施してきたことをオンラインで結合するということですね。

【村上委員】 オンライン結合することを踏まえ、個人情報の取り扱いについて、論議されてきたのですか。そこに問題があると思います。

【杉木主事】 北海道ではあまりそぐわないかもしれませんが、関東の様に、土地が細分化され不在地主も多く所有者も分からない状況の中で、それぞれの農地を誰が所有しているのか、その所有者情報をしっかり集めたいという思惑があり国が強制的に知りうる状況を作りたかったのかと思います。

【向田会長】 農業委員会という狭い枠にとらわれず、情報提供して頂いて遊休耕作地をうまく活用しようということですね。

【吉井次長】 農地法、農協法の改正も含め、その思惑があるかも知れません。北海道・東北にはなかなかそぐわない制度かも知れません。北海道・東北には良い農地がありますが、本州に行きますと遊休耕作地がたくさんあります。その土地を放置していると、とんでもないことになりますから国としては対策を打ちたいと考えていると思います。

【向田会長】 皆様いかがでしょうか。個人情報保護の観点から問題が無ければ審査会として認めることとして答申します。

【向田会長】 それでは、諮問の2件目であります、「臨時福祉給付金（経済対策分）支給事務に伴う市民税課税データの利用について」です。

【池田課長】 はじめに、諮問案件の説明前に、昨年の臨時福祉給付金業務の中で申請書の送付誤りがありましたので、このことについて説明いたします。

【高井主幹】 それでは、「平成28年度臨時福祉給付金及び障害・遺族基礎年金受給者向け給付金にかかる申請書の送付誤りについて」説明いたします。書類番号5をご覧ください。この給付金送付誤りの概要につきましては、平成28年4月18日付けを持ちまして石狩市情報公開・個人情報保護審査会に諮問し答申を得て実施いたしました事業につきましては、平成28年8月24日当該給付金申請書を対象者へ事前に送付したところ申請書類を作成・送付する過程におきまして重複誤り8件を含めた世帯、総発送数9,787件中974件の発送誤りがありました。この誤りの内容につきましては、3点あります。

1点目は、請求額の印刷誤り484件。臨時福祉給付金請求額を誤って印字した申請書を送付したものです。

2点目は支給対象者の誤りということで本来不支給の方で基準日が平成28年1月1日時点で石狩市に住民票がない方を対象者として申請書類を送付しました。

3点目には送付先の宛名誤りで、平成28年1月1日時点で死亡及び転出していた方、また、基準日以降に転入した方を宛先として送付したものです。以上、この3点の誤りがありました。

誤送付の原因としては、受託者のプログラム設計に誤りがありまして、申請書の誤送付が発生しました。また、各作業工程におきまして市と受託者側で随時、打ち合わせをしながら作業を進めていたところではありますが、市においてもデータ処理工程の細部まで十分に把握しておらず、正しく処理がなされていないことを確認していなかったことが主な原因でした。

3項目の再発防止に向けた対応ですが、3点あります。

まず、1点目ですが、委託業者において、各仕様に関するレビュー（点検）について、変更や追加部分のみだけでなく、システム全体への影響範囲を必ず開発・抽出両部門の各担当者、リーダー、責任者が参画して相互確認を行うとともに、レビューの確認段階において、庁内有識者によるチェックも含め確認を強化していきます。

2点目としては、市及び受託者双方の合意プロセスの改善です。これは、委託者及び受託者による打合せ、仕様検討等の結果による合意事項・決定事項等について、書面により確認することを徹底します。

3点目としては、送付文書の確認の徹底を行います。これにつきましては、「情報システム等における委託管理に関する留意点（市内部のガイドライン）」に基づき、それぞれの工程において、手順に従って正しく処理がなされていることを確認するとともに、最終的に印刷文書を発送する前に、印刷業者、受託者、市による三重の目視によるチェックを行うことにします。これらの再発防止に向けた取り組みは既に実施しているところではありますが、今回、諮問させて頂きます案件に付きましても、これらを徹底して誤りの無いように取り組んでいきたいと思っております。

【向田会長】送付誤りは、どの様に発見したのですか。

【池田課長】発送したその日に、市民の方が印字間違いによる書類内容を見て、午前中に市役所に電話を1件頂きまして判明したところでもあります。そして、もう1件は翌日になりますが、本来申請書が届くはずの無い市民の方に、誤送付しまして市民の通知により判明しました。

【向田会長】この件があり、全てもう一度見直したということですね。

【池田課長】プログラムのチェックから取り掛かりまして、3点の誤りが判明しました。その結果、全該当者の方々に電話を掛けさせて頂きまして申請書の再発行を行ったところではあります。

【矢吹副会長】委託業者は、どの様に選択しているのですか。

【池田課長】給付事業を始めた平成26年から、この委託業者をお願いしておりまして、平成28年で3年目となります。当初から、この臨時福祉給付金業務を行うに

当たりまして、この業務が出来る業者ということで見積もりを含めまして数社に打診をしたところ、1社しか応じて頂けない事態になり、私共もその事態をしっかりと検討させて頂いた上、随意契約をいたしました。

【向田会長】多くの業者が応じて頂けなかった結果ですか。

【池田課長】期間が短くて対応出来ないという回答でした。

【向田会長】わかりました。それでは、諮問案件の説明をお願いします。

【高井主幹】今回の諮問案件である臨時福祉給付金（経済対策分）について説明いたします。資料番号1及び資料番号2をご覧ください。平成28年10月に、厚生労働省社会・援護局より、本給付金の支給を行うこととする旨の通知がありました。この本給付金につきましては、平成28年8月に、国の補正予算が成立し、その中の「未来への投資を実現する経済方策」に本給付金の実施が盛り込まれ、平成28年度内に実施していくというものです。書類番号3をご覧ください。この臨時福祉給付金（経済対策分）制度概要の趣旨でございますが、消費税率の引上げ5%から8%による引き上げの影響を緩和するため、所得の低い方々に対して、制度的な対応、軽減税率の導入であります。平成31年10月からの予定であります。この対応を行うまでの間、暫定的・臨時的な措置として臨時福祉給付金の経済対策分を実施・支給するものであります。実施主体につきましては、これまでの給付金事業と同様に市で実施し、必要経費については、国が全額負担します。支給対象者につきましては、平成28年1月1日時点で、住民票が市内にある方、平成28年度分の市町村民税（均等割）が課税されていない方を対象といたしまして、課税されている人の扶養親族、生活保護制度の被保護者などは対象外となっております。現在実施している臨時福祉給付金と同様の対象者となっております。支給額につきましては、一人につき、平成29年4月から平成31年9月までの2年半分の金額として今回、15,000円を支給するものであります。そして、申請開始時期・期限の予定ですが、申請受付につきましては、平成29年2月下旬頃、支給開始につきましては、支給決定後、口座に振り込むことを基本としまして、平成29年3月下旬頃から開始します。申請期限につきましては、平成29年8月下旬頃で6ヶ月間の申請期間とします。支給対象者数につきましては、9,700世帯、14,400人の予定です。

次に本給付金のことについて説明いたします。書類番号4をご覧ください。データセンターの運用方法ですが、本給付金の支給事業の運用については、受託業者が構築した給付金システムを使用して、申請書出力・支給決定処理・決定通知書の出力等を行います。この運用を行うために、支給対象者のデータをシステムに取り込むこととなります。この手順として、支給対象者の基となる住民基本台帳データ及び市民税課税データを石狩市より受託者に媒体でデータ提供を行います。そして、このデータを基に、受託者の事務センターにおい

て、支給対象者のデータの抽出、作成を行い、その情報を給付金のシステムに取り込みます。この情報が反映されたシステムを運用し、以降申請書類の発送、対象者から提出された申請書類の支給情報の入力、支給決定処理、決定通知書類の送付を順次行っていきます。これらの給付業務を実施するに当たっては、受託者においてコールセンターを設置し、市民からのお問い合わせ等や申請に関する対応にあたります。本給付金の運用に係る全ての情報については、セキュリティが確保された受託者のデータセンターにサーバーを設置し、一括して情報を管理するとともに、給付金システム端末を設置する石狩市役所及び受託者の事務センター、コールセンターとデータセンター内のサーバーをVPN回線という仮想的な専用線で接続することにより、セキュリティを確保します。

次に、本件の目的に関連いたします申請書の送付について説明いたします。申請書の送付方法については、市町村民税均等割が課税されていない方のリストを作成し、対象者と思われる方へ氏名等を予め印字した申請書を直接送付することが、効率的かつ申請者への利便性に配慮した申請手続きであり、給付金を着実に対象者へ支給するためには非常に効果的であると考えており、今回の対象者を抽出するため、市民税課税データを利用しようとするものであります。なお、今回利用する情報については、前回と同様、市民税課税データの宛名番号、年度、世帯番号、申告区分、扶養者区分、扶養者宛名番号、市町村民税均等割額となっており、これらの目的外利用及び提供に関して、石狩市個人情報保護条例第10条第1項第5項の規定に基づき諮問するものであります。よろしくご審議願います。

【向田会長】ありがとうございます。それではご自由に意見を出してください。

【矢吹副会長】受託業者は、以前と同じ業者ですか。

【池田課長】この度は複数者による指名競争入札を実施しまして凸版印刷に決定しました。

その関係もありまして、書類番号4が若干変更になりました。

【向田会長】受託者に渡すデータは、いつ消去するのですか。

【池田課長】契約が完了するまでには、消去させます。そして、消去が完了したことを書面で報告させます。

【向田会長】受託金額は、以前と比較してどうですか。

【池田課長】前回とほぼ同じ業務になりますが、契約金額は低くなっています。

【矢吹副会長】一般的に、担当者が、データを持ち出す事故が一番多いわけですよね。この点については、どのような対策を講じていますか。

【池田課長】受託者側との間で個人情報保護に関する秘密保持契約を結んでいます。

【矢吹副会長】具体的に、物理的な対策は講じていますか。

【沼田主任】凸版印刷の社内規定では、作業端末にアクセスする時は、ID・パスワードの入力が必要であり、また、ファイル操作のログなどが残るようになっています。更に、パソコンにアクセスする時には、カード接続が必要になっていま

す。今回の業務の中でも徹底されるということを確認しております。

【矢吹副会長】 そうですか。

【向田会長】 その他、如何でしょうか。

【植松委員】 教えて頂きたいことがあります。書類番号5の再発防止に向けた対応の中で、印刷業者、受託業者、市による三重の目視によるチェックとありますが、印刷業者、受託業者は別になっているということですか。

【池田課長】 前回の送付誤りが発生した業務につきましては、印刷業務については、別の会社に受託者が再委任を行いました。そのことについては、事前に私共と協議を行い、そのことを認めていたところでは。

この度の契約におきましては、事務センターとコールセンターは受託業者のスタッフが行います。申請書の印刷におきましては、特殊な印刷が出来る業者に再委託をすることにしました。この再委託分につきましては、契約上で謳い、その責任を明確にしているところであります。

【植松委員】 今回の場合は受託業者、事務センターが凸版印刷で、凸版印刷から特殊印刷が出来る印刷業者に再委託をすることですね。コールセンターは凸版印刷の社内で行うということですか。

【池田課長】 はい、そうです。

【植松委員】 あと、もうひとつお聞きしたいのですが、市側から受託者へ媒体を通してデータ提供を行うとありますが、媒体は何ですか。

【沼田主任】 CD-Rを使用します。そして、このCD-Rを搬送する時は、凸版印刷側で用意しました施錠付の専用ケースを使用する予定です。

【植松委員】 どの場所でデータをやり取りしますか。

【沼田主任】 市側でデータを用意しますので市役所に取りに来て頂きます。そして、書面で受領の受け渡しの確認を行いまして、データの所在をはっきりさせた上で受け渡しを行います。

【植松委員】 作業が終了した段階でCD-Rは、戻して頂くのですか。

【沼田主任】 業務終了後、全て返却をさせます。

【村上委員】 臨時福祉給付金は、申請しなければ、頂けないものですね。

【沼田主任】 はい、その通りです。

【矢吹副会長】 その申請書はコピー可能ですか。それとも、不可能ですか。

【池田課長】 コピー可能です。

【矢吹副会長】 すると、全作業が終了した段階で申請書が石狩市に戻ってきます。その返却前に、仮に申請書がコピーされていたとしても分からないということですね。

【沼田主任】 秘密保持契約の中で、複製の禁止を盛り込んでおりますので、厳守して頂くこととなります。

【矢吹副会長】 秘密保持契約を結んだとしても、実際に作業に当たる人との関係になりま

すから、効力はどうでしょうか。相手が、凸版印刷ですから市が受けた損害だけの賠償を考慮すれば、取立て可能な会社ではあるが、流出してしまった情報は回収のしようがない。その意味でコピーが出来ないシステムになっているのかと質問しました。

【池田課長】 申し訳ありません。残念ながら、そこまでの対応は取りきれていません。

【向田会長】 その他、如何でしょうか。

【斯波委員】 書類番号5の(2)の支給対象者の誤りで「基準日の平成28年1月1日時点で石狩市に住民票のない方」を対象者としたとありますが、プログラムの間違えではなく、市側の単純ミスではありませんか。

【池田課長】 住基データの中には、異動・除却データなど全てのデータが入り込んでいますので、抽出しなければならない件数が140,000件強ありますが、石狩市の人口は約60,000万弱です。その中から、基準日である平成28年1月1日現在で石狩市に住んでいるか否かの判断をして申請書を送ります。まずは、平成27年度に一度支給しております高齢者の臨時福祉給付金の交付状況を確認する必要がありましたが、この交付状況がプログラムに載っていませんでした。

また、もうひとつ複雑な要素がありまして、一度、転出された市民の方が平成28年1月1日を跨いで転入してきてしまった。平成28年1月1日の基準から言えば、本来その方には申請書はいかないはずであったのですが、プログラムが1月1日以降の転入者を含めた誤った設計になってしまった。

【向田会長】 もっと簡単なプログラムには出来ませんか。

【池田課長】 1月1日に住んでいる人だけを基準とするには、システムをどう構築するかを理解できていませんでした。そこで、再発防止に向けた対応の中で触れさせて頂きましたが、情報政策課と連携をとっていきたいと思います。今後、業者との業務の設計等の中で徹底していきます。

【矢吹副会長】 凸版印刷は、他の市町村も請け負っているのですか。

【池田課長】 北海道では、石狩市だけと聞いております。

【村上委員】 単純に考えますと、住民基本データは、市が保有していますから、基準日時点で対象となる人を選んで送っているわけですね。

【池田課長】 はい。

【村上委員】 その中で、一連の間違いが起こったわけですが、申請書を送るまでは市で作業を行いますか。

【池田課長】 はい。住基データと税データを全て受託業者に提供いたします。そしてそのデータを基に抽出作業を行うこととなっております。

【村上委員】 基本情報を持っているのは市側ですから、そのデータが確実に送られて、その申請書が受託者に戻るわけですね。その中で間違いが起こるとはありませぬね。申請されてきたものだけに給付金を払うわけですね。

- 【池田課長】この臨時福祉給付金業務は申請ありきの業務ですから、申請書が送付された後の処理につきましては、これまで間違いはありませんでした。
- 【村上委員】事務センターでデータを抽出・作成となっていますので、申請書が送られてきた方のデータですよね。
- 【池田課長】市で基本データを提供しまして、そのデータを基に申請書を送付するための、データを作成します。その作成したものを申請書として送付します。そして戻ってきた申請書の中で更に必要なデータ、例えば口座データなどの入力作業は事務センターで行います。
- 【矢吹副会長】要するに、全市民の住基データと税データを渡すということですよ。
- 【村上委員】全市民のデータを渡すのですか。
- 【植松委員】書類番号4の枠内に記載されているデータだけではないのですか。
- 【矢吹副会長】業者に、全市民の住基データと税データを渡して、送り先を抽出して、その抽出したデータを印刷して送るということですね。そして、戻ってきた申請書の処理業務も受託者が行うということですね。
- 【池田課長】住基データは、転入転出を含めた全情報です。
- 【植松委員】税データに関しては、基準日時点で石狩市に住民票がある人の課税データだけではないのですか。
- 【池田課長】いいえ、全データです。
- 【植松委員】それでは、税データも該当者だけでなく、全住民のデータが行くのですか。
- 【池田課長】税データにつきましては、平成28年度の全データとなります。
- 【植松委員】全てですか。その全てのデータを受託者に渡して、そこで抽出するわけですか。
- 【池田課長】はい、そうです。
- 【植松委員】私はぜんぜん違うことを想像していました。抽出したデータのみを受託業者に渡すものと考えていました。
- 【向田会長】抽出する能力が市にはないから。
- 【村上委員】前回の間違いは、その工程の中で受託者による抽出間違いが発生したということですね。
- 【池田課長】はい、そうです。
- 【村上委員】こわい作業ですね。
- 【植松委員】全市民のデータがCD-Rによって渡されることに懸念を感じます。
- 【矢吹副会長】本来であれば、業者に当該ソフトを作成して頂き、そのソフトを利用して庁舎内で抽出して、その情報をCD-Rで渡すなら理解は出来ますが。
- 【植松委員】他の市町村も同じやり方ですか。
- 【池田課長】平成28年まで契約していましたNEC、また、今年度の契約に際して見積徴収した会社も、同じような作業方法のようです。
- 【矢吹副会長】ほとんどの自治体は業者に委託しているということですか。

- 【池田課長】札幌市は、計算センターがありますから自前でやっています。
- 【村上委員】以前は、自前で公務員が全てこの様な業務を行っていましたが、現在は、受託業者に依頼している。前回の業者が間違えた責任はどの様になりますか。
- 【池田課長】40万円強の賠償請求をいたしました。
- 【村上委員】その程度の金額ですか。残りの金額は、市の損失ですか。
- 【池田課長】この件に関しては、常任委員会でも、その他にも考えられる損害もあるであろうと質問されました。実害である切手代、職員の時間外手当だけを請求しました。
- 【村上委員】しかし、市民の安全を脅かされたことに対しては、どう考えればよいのか。
- 【池田課長】私共も慎重に検討した結果、切手代、職員の時間外手当分のみを請求いたしました。
- 【村上委員】そうですか。書類番号5の3の再発防止に向けた対応の(3)の中に記載があります、三重の目視によるチェックとありますが、9,000件を全て調べるのですか。
- 【池田課長】抽出して調べます。業者側と市側で目視を行うことが出来る体制で現在臨んでいるところであります。
- 【村上委員】アナログ的なやり方ですね。安全を守るためには、大切なことだと思います。
- 【矢吹副会長】書類番号5の概要で、(1)は申請書が戻ってきた時に、金額が一桁間違っていればひと目で分かります。また、(3)は市民の方の通報で分かりますが本当は受給資格があるのに、届いていない間違いは無かったのですか。
- 【池田課長】今回の誤りがあった段階で、プログラムの中身を精査しましたが、そのような誤りは無いと判断しました。
- 【植松委員】参考にお聞きしますが、受託者側がこの作業に携わる人数はどの位ですか。
- 【沼田主任】今回のデータ抽出作業に当たっては、3名から5名程度の体制です。そして、データ作成もチームを編成して管理者もおります。
- 【斯波委員】袋つめ、発送などの作業は印刷業者ですか。
- 【池田課長】いいえ、袋つめまでは、印刷業者が行います。その後で、市役所に納品させ、市役所側で中身を抽出してチェックを行い、封して郵便局に持ち込みます。
- 【村上委員】前回は、今回の様なやり方をしなかったのですか。
- 【池田課長】はい、前回は印刷業者が最終確認をして、業者側から石狩郵便局へ持ち込み発送しました。
- 【村上委員】そうですか。
- 【向田会長】特に無ければ、審査会として諮問を認め、お開きにします。

議事録

議事録確定 平成29年 2月18日

石狩市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 向 田 直 範

